

下水道特別委員会

12月8日開催

平成18年度下水道工事計画進捗状況について事業の説明を受けた。

それぞれの工区で、参加業者は何社であり、その請負率は何%であったか。

第1工区は指名業者は8社で請負率は71・3%。
第2工区は6社で85・91%。
第3工区は7社で82・66%。
第4工区は7社で83・78%。
第5工区は7社で82・16%。
第6工区は7社で85・34%。
第7工区は7社で80・11%であった。

電子入札制度はどのようになっているか。

9月までに電子入札14件と紙入札23件という事で大きな工事を発注している。メリットとしては、透明性と業務改革を経て、コスト削減となり、トータルで紙入札に比較して15%の削減が出来ると言われている。

業者が指名を受ける時に、申請に基づいて資格審査をと思うが、この工事のように、三千万円位の工事の場合、町内の業者は何社ぐらい指名が受けられるか。

大体、三千万円程度の工事に対する町内の業者は7〜8社程度と考えている。

農業集落排水・公共下水道事業の情報発信について、下水道事業の効率的な整備について説明を受けた。

本日の資料は広報の何月号に載るのか。使用料算定を届出制に変更するという改定日が平成19年4月1日であって、料金の値上げの改定日ではないのか。

広報1月号で町民の皆さんへお知らせし、2月号で今後の見通しを載せ、3月議会で出来たらまとめたい。料金の見直しは、平成19年度の早いうちにしたいと考えている。

〈要望として〉

町内業者の育成を願いたい。
町民に出される資料はわかりやすく、標準家庭が一軒当たり実際にかかる費用等ものせられたい。

以上、委員会として、下水道工事計画・進捗状況について、農業集落排水・公共下水道事業の情報発信については報告を了とし、下水道事業の効率的な整備については、継続的に審議していく事になった。

行財政改革特別委員会

12月12日開催

手数料、使用料について

池田町手数料条例と他団体との比較、池田町各施設使用料と他団体との比較表により、既に平成12年4月より地方分権一括法施行に伴い機関委任事務が廃止され、地方公共団体で法令に反しない限り独自の条例で手数料制定が可能となった。そこで池田町の手数料・使用料の現状と、類似団体、近隣市町の資料と比較し料金設定の協議を願う。その結果を踏まえ行政改革推進委員会の中で方向、金額等協議していきたいとの説明を受けた。

手数料の比較をすると多少の差があるが、町として近い将来料金の見直しをする考えがあるのか。

具体的に改定というのではなく、各市町がそれぞれの料金でやっている。将来、町の状況で料金の変更をする場合、条例の改正が可能である。という資料提出をした。

届出のない不法広告が出た場合、これはどこが責任をもって対応するのか。

大変むずかしいことだが、基本的には管理は県の広告物条例に基づいて規制されている。町としては、不

法広告が出ないよう努力したい。

広告板を立てる場合、交通事故等おきる危険な場所には立ててはならない。規制は出来ているのか。

基本的には、町が都市計画を受け入れることによって広告物の規制が入ってきた。県の屋外広告物条例が適用される。

使用料について

地区公民館を利用する場合、公的会議か、その他の会議かの判断基準と、時間延長となった時の対応はどうか。

多面に波及することと思うが使用料の運用ということで資料提供した。この条例を基本に運用している。減免は町の主催する行事、町の後援、共催する行事。減額は各種団体が利用する場合。時間運用については、基本線を崩さない程度に柔軟な運用をしている。

将来的には指定管理も考えていきたいが何れにしても、24時間使用は出来ない公共施設だということをも前提によく検討したい。以上説明を了とした。